

基本施策 7 子ども・子育て支援

基本施策 7 「子ども・子育て支援」

◆ 1. 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画

【子ども政策課】

すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的にスタートしました。市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

この基本理念のもとに、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」を視点（テーマ）とした3つの基本方針を設定しています。各方針に沿って、市が実施するさまざまな施策や事業を位置づけるとともに、市内を5つの地域に分けた5行政ブロックを「教育・保育提供区域」とし、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、また、時間外保育事業（延長保育事業）や放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）などの地域の子ども・子育て支援事業について、区域ごとに量の見込み（需要）と確保方策（供給）を設定し、施策を推進していきます。

● 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針は次の3つです。

基本方針 1	子ども	次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
基本方針 2	親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
基本方針 3	地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2. 児童人口

【こども政策課】

市における児童人口（0歳～17歳）は、93,381人で総人口に対し、14.3%を占めています（令和7年4月1日現在）。これらの児童を児童福祉法の区分によると、乳児（1歳未満）3,881人、幼児（1歳～5歳）22,200人、少年（6歳～17歳）67,300人となっています。

児童の年齢別人口

年齢	男	女	合計
0	2,054	1,827	3,881
1	2,138	2,078	4,216
2	2,144	2,054	4,198
3	2,284	2,175	4,459
4	2,267	2,257	4,524
5	2,434	2,369	4,803
6	2,543	2,449	4,992
7	2,628	2,410	5,038
8	2,728	2,586	5,314
9	2,750	2,786	5,536
10	2,863	2,725	5,588
11	2,879	2,710	5,589
12	2,982	2,735	5,717
13	2,994	2,857	5,851
14	3,008	2,858	5,866
15	3,096	2,807	5,903
16	3,082	2,902	5,984
17	2,991	2,931	5,922
合計	47,865	45,516	93,381

(令和7年4月1日現在)

年度別乳児数

年度	男	女	合計
平成19	2,773	2,661	5,434
20	2,830	2,742	5,572
21	2,901	2,751	5,652
22	3,075	2,755	5,830
23	2,954	2,715	5,669
24	2,848	2,650	5,498
25	2,858	2,655	5,513
26	2,806	2,653	5,459
27	2,803	2,609	5,412
28	2,578	2,681	5,259
29	2,672	2,454	5,126
30	2,533	2,285	4,818
令和元	2,543	2,324	4,867
2	2,378	2,294	4,672
3	2,193	2,214	4,407
4	2,178	2,131	4,309
5	2,098	1,994	4,092
6	2,042	2,015	4,057
7	2,054	1,827	3,881

(各年4月1日現在)

施策1 「教育・保育の充実」

1. 保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数

【保育運営課】

【保育入園課】

令和7年4月1日現在、市内の保育所は公立27か所及び私立98か所で、認可定員は13,471人、入所児童数は11,947人となっています。また、認定こども園は11園で、認可定員は1,724人、入所児童数は1,280人となっています。

施設整備については、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、多様な主体による保育所の設置が図られることとなったことを受け、審査体制の強化を図りつつ、民間活力を利用して保育所整備を促進することとし、設置運営事業者の公募による民設民営型保育所整備を進めてきました。

保育施設数及び定員数の推移

年		5	6	7
保育所	公立	施設数	27	27
		定員数	4,532	4,532
		入所児童数	3,787	3,716
		待機人数	74	77
	私立	施設数	97	98
		定員数	8,849	8,929
		入所児童数	8,217	8,366
		待機人数	183	229
認定こども園	認定こども園	施設数	11	11
		定員数	1,756	1,757
		入所児童数	1,262	1,314
		待機人数	31	30
	小規模保育事業所		施設数	32
家庭的保育	小規模保育事業所	定員数	576	596
		入所児童数	479	546
		待機人数	12	29
		施設数	3	3
	家庭的保育		定員数	13
合計	家庭的保育	入所児童数	8	9
		待機人数	0	0
		施設数	170	172
		定員数	15,726	15,827
	合計		入所児童数	13,753
	合計		待機人数	300
	合計		施設数	177
	合計		定員数	15,888
	合計		入所児童数	13,842
	合計		待機人数	661

(各年4月1日現在)

- ※ 認定こども園の定員数及び入所児童数には、教育標準時間(1号)認定子どもの数を含みます。
- ※ 入所児童数には管外受託児童の数を含みます。
- ※ 待機人数には管外委託児童を含みません。

2. 保育対策

【保育運営課】

(1) 延長保育

保育認定子どもがやむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保するため、通常保育時間を超えて開所時間内で延長保育を実施しています。

公立保育所

開所時間 午前7時～午後7時

通常保育時間 (保育標準時間) 午前7時～午後6時、(保育短時間) 午前9時～午後5時

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所

施設・事業所により開所時間及び通常保育時間が異なります。

(2) 産休明け保育

産休明け保育として生後57日目に達した児童の保育を、公立保育所全園と、私立保育所92園で実施しています。また、認定こども園4園、小規模保育事業所24園でも実施しています。

(3) 疾病・障害・発達面に心配のある児童の保育

言葉が遅れている、落ち着きがなくて心配、疾病があり配慮が必要である、身体に障害がある、日常的に医療的ケアを必要とするなど、疾病・障害・発達面に心配のある児童については、集団保育を行うにあたり支援が必要かどうかを確認したうえで保育を実施しています。

施設・事業所により運用の詳細が異なります。

(4) 家庭的保育事業

3か所

子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた事業です。

家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を実施しています。

(5) 小規模保育事業

38か所

子ども・子育て支援新制度の中で、新たに設けられた事業です。

定員が6～19人と少人数であるため、家庭的な雰囲気もあり、手厚い保育を行うことができます。

(6) こども送迎センター 1か所

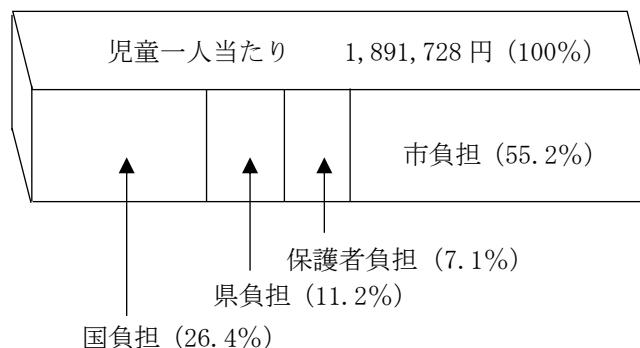
幼稚園等への送迎拠点として、小規模保育事業所にこども送迎センターを併設し、教育保育時間前後の預かり保育等を行う事業を実施しています。

3. 保育所の運営

【保育入園課】

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育を利用する子どもの増加と保育の多様化に伴い年々増加しています。

令和6年度では入所児童1人当たり年額 1,891,728円となり、この負担割合は下図のようになります。



運営費負担割合の推移

年度	4	5	6
管理運営費A	20,082,443千円	20,770,914千円	22,845,924千円
	100%	100%	100%
財源内訳			
国庫負担金	4,665,102千円	5,022,202千円	5,831,812千円
	23.3%	24.2%	25.5%
県負担金	1,933,054千円	2,080,590千円	2,324,664千円
	9.6%	10.0%	10.2%
国（県）補助金	668,613千円	472,019千円	437,250千円
	3.3%	2.3%	1.9%
市負担金①	1,933,054千円	2,080,590千円	2,324,664千円
	9.6%	10.0%	10.2%
保護者負担金（保育料等）	1,766,720千円	1,870,911千円	1,630,590千円
	8.8%	9.0%	7.1%
計B	10,966,543千円	11,526,312千円	12,548,980千円
	54.6%	55.5%	54.9%
市単独負担（A-B）②	9,115,900千円	9,244,602千円	10,296,944千円
	45.4%	44.5%	45.1%
市負担計（①+②）	11,048,954千円	11,325,192千円	12,621,608千円
	55.0%	54.5%	55.2%
年間延利用児童数	144,505人	145,186人	144,921人
児童1人当たり運営費（年額）	1,667,688円	1,716,768円	1,891,728円

※上記図及び表において、小数点第2位を四捨五入しているため、負担割合合計が100%にならないことがあります。

3歳未満児の保育料（標準時間認定）

(単位：円)

階層	保護者の市民税額	第1子保育料		第2子保育料		第3子保育料
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ	7,800	3,770	3,900	0	
C2	市民税所得割 24,300 未満	8,950	4,320	4,470	0	
C3	24,300 以上 48,600 未満	10,100	4,480	5,050	0	
D1-1	48,600 以上 57,700 未満	15,000	4,480	7,500	0	
D1-2	57,700 以上 72,800 未満	15,000	4,480	7,500	0	
D2-1	72,800 以上 77,101 未満	20,100	6,000	10,050	0	
D2-2	77,101 以上 97,000 未満		20,100		10,050	
D3	97,000 以上 115,000 未満		25,000		12,500	無料
D4	115,000 以上 133,000 未満		29,000		14,500	
D5	133,000 以上 151,000 未満		33,000		16,500	
D6	151,000 以上 169,000 未満		37,000		18,500	
D7	169,000 以上 202,000 未満		42,700		21,350	
D8	202,000 以上 235,000 未満		46,700		23,350	
D9	235,000 以上 268,000 未満		50,800		25,400	
D10	268,000 以上 301,000 未満		54,900		27,450	
D11	301,000 以上 349,000 未満		57,500		28,750	
D12	349,000 以上		60,000		30,000	

※ 上記保育料表は、保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下、「保育園等」）を利用する場合に適用されます。

※ 3歳以上児の保育料は無料です。

※ 保育料は、当該年度の4月初日の前日現在の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更になりません。

※ 生計を一にしている子どものうち、2人目以降の児童が保育園等を利用している場合、第2子の保育料は半額（一部特例あり）、第3子以降は無料となります。

※ ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※ 保育料を算定する際の市民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額です。

※ 4~8月分保育料は、前年度市民税額で算定します。

9~3月分保育料は、当年度市民税額で算定します。

※ 家庭的保育事業の保育料は、上記保育料表の70%程度です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

半額保育料の特例（標準時間認定） (単位：円)

階層	組み合わせ	1子：3歳未満児
		2子：3歳未満児
保護者の市民税額		第2子保育料
D8	202,000以上 235,000未満	23,300
D9	235,000以上 268,000未満	19,200
D10	268,000以上 301,000未満	15,100
D11	301,000以上 349,000未満	12,500
D12	349,000以上	10,000

※ 上記半額保育料の特例は、同一世帯で3歳未満児が保育園等を同時に2人以上利用する場合に、第2子に適用されます。

4. 一時預かり

【保育入園課】

(1) 一時預かり事業（一般型）

保護者の就労や傷病、心理的・肉体的負担を解消するためのリフレッシュなどの保育需要に対応するため、一時預かり事業を行っています。令和6年度末時点で、公立保育所1園（湊町保育園）、私立保育所19園、私立認定こども園2園、私立幼稚園5園（休止中を含む）にて実施しており、私立園については市より助成を行っております。

利用条件 ①A利用

パート等で就労し、育児が一時的に困難となる場合や保護者や家族の病気・ケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合（原則月9日以内）

②B利用

保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消（原則月2日以内）

利用状況 (単位：人)

年度	利用延人数 (児童数)	利用形態	
		A利用	B利用
4	15,899	6,932	8,967
5	17,637	7,347	10,290
6	17,949	8,453	9,496

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ））

幼稚園に在園する満3歳以上の児童を対象に、当該幼稚園において教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を行っています。

利用状況

年度	施設数	延べ利用児童数
4	26	153,283
5	26	166,814
6	29	181,213

(3) 3歳未満児幼稚園定期預かり事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））

保育が必要な満3歳未満児を対象に、市内のおもな幼稚園で定期的な預かりを行っています。実施園は3歳児以降の預かり保育の体制も充実しており、幼稚園でも長時間の預かりを利用することが可能です。

利用状況

年度	施設数	入所児童数(各園合計)		
		0歳	1歳	2歳
4	2	0	6	9
5	3	0	7	15
6	3	0	5	21

(各年4月1日現在)

5. 病児保育

【保育入園課】

市内に住んでいる児童や、市内の保育所等・幼稚園・小学校（一部施設では3年生まで）に通っている児童を対象として、入院治療の必要はないが安静を必要とする症状が軽度の児童（病児）及び、病気の回復期にあり保護者の就労等により家庭で保育できない児童（病後児）を一時預かりする「病児保育事業」を市内5施設（わたぐもの部屋（米ヶ崎町）、アイリスルーム（二子町）、オー・キッズ（本町）、アトム（習志野）、病児保育室わかば（三咲））に委託し実施しています。

また、病児保育室わかばでは、市内の保育所等・幼稚園・小学校に通っている児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに来ることができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師等がタクシーで児童を迎えて行き、必要に応じ診療所等で受診後、病児保育施設でお預かりする送迎対応付病児保育を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

利用者数 (単位：人)

年度	登録者数	延利用者数	月平均	日平均
4	720	1,174	97.8	0.8
5	973	1,968	164.0	1.4
6	792	1,395	116.3	1.1

※ 日平均は1施設あたり

6. 認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)

【保育入園課】

船橋市認証保育所及び認可外保育施設（事業所内保育事業、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）に乳幼児の保育を委託（月64時間以上）している保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。

《補助金の額》

市民税課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童を対象に、保護者が負担した利用料（日用品の購入費、行事への参加費等を除く）とし、月額30,000円を上限に交付します。

補助金交付状況（実績）

年度	4	5	6
延交付児童数	1,330	1,114	1,259

7. 休日保育

【保育入園課】

保育所・認定こども園等の認可保育施設に通園している児童のうち、平日だけではなく休日も保護者の就労等により家庭で保育ができない児童について、必要な保育の提供を行うため休日における預かりを公立保育所1園（湊町保育園）、私立保育所1園（アンデルセン第二保育園）で実施しており、私立園については市より助成を行っております。

利用者数

年度	4	5	6
利用延人数(児童数)	555	489	532

8. 保育所の運営に関する助成

【保育入園課】

市では、保護者の負担軽減、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して、各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成

助成項目	助成の内容																								
職員の待遇向上に要する費用	保育士 職員 1人当たり月額 45,100円 保健師・助産師・看護師等 月額 35,100円 栄養士・管理栄養士 月額 27,000円 事務長・事務員・その他保育に従事する者 月額 20,610円 調理員・用務員 月額 19,130円 期末手当分 夏期 47,720円 冬期 49,840円																								
予備保育士の雇用に要する費用	保育士定数を超えて予備保育士を雇用している保育所 2歳児配置改善分(※) 5:1配置に必要となる保育士の数 基本分 3人まで 1人当たり月額 226,700円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする) ※令和7年度の経過措置として、1歳児配置改善加算を適用できない場合は、従前どおり「1・2歳児配置改善分」とする																								
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	国の配置基準を超えて正職員を雇用した保育所 1人当たり月額 197,800円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする) 国の配置基準を超えて臨時職員を雇用した保育所 1時間当たり 1,076円以内																								
延長保育事業に要する費用	基本分 保育士定数を超えて正職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 226,700円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする) 保育士定数を超えて臨時職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 193,970円以内(時給1,630円以内) 延長分(11時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助) <table border="1"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>1時間延長</th> <th>2時間延長</th> <th>3時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~2人</td> <td>62,500</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>3~5人</td> <td>146,750</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>6~9人</td> <td>252,500</td> <td>338,250</td> <td>363,250</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>296,250</td> <td>447,500</td> <td>497,500</td> </tr> <tr> <td>以上10人毎に加算</td> <td>72,750</td> <td>182,000</td> <td>223,500</td> </tr> </tbody> </table>	(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長	1~2人	62,500	169,000	181,500	3~5人	146,750	169,000	181,500	6~9人	252,500	338,250	363,250	10~19人	296,250	447,500	497,500	以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500
(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長																						
1~2人	62,500	169,000	181,500																						
3~5人	146,750	169,000	181,500																						
6~9人	252,500	338,250	363,250																						
10~19人	296,250	447,500	497,500																						
以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500																						
施設の運営管理に要する費用	利用定員分 利用定員 1人当たり 月額 2,430円 職員分 職員 1人当たり 月額 2,187円 施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く) 1箇所当たり 月額 150,000円以内																								
産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	産休明け保育を実施する保育所において、保健師・助産師又は看護師であって市長が認めるもの(ただし、期末手当は月額の4.6か月以内とする) 1人当たり月額 235,400円以内																								

助成項目	助成の内容																								
障害児保育に要する費用	<p>加配保育士・看護師等を雇用した保育所(在園する障害児の人数が上限) 正職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合 1人当たり月額 254,200円以内 児童指導員、子育て支援員の場合 1人当たり月額 236,400円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)</p> <p>正職員に加えて臨時職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合 1人当たり月額 176,000円以内 (時給1,645円以内) 児童指導員、子育て支援員の場合 1人当たり月額 156,200円以内 (時給1,460円以内)</p> <p>臨時職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合 1人当たり月額 452,300円以内 (時給1,645円以内) 児童指導員、子育て支援員の場合 1人当たり月額 401,500円以内 (時給1,460円以内)</p>																								
児童の処遇向上に要する費用	<p>総児童分</p> <table> <tr> <td>年齢別</td> <td>児童 1人当たり 月額 1,150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円</td> </tr> </table>	年齢別	児童 1人当たり 月額 1,150円		3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円		3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円																		
年齢別	児童 1人当たり 月額 1,150円																								
	3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円																								
	3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円																								
保育所地域活動に要する費用	市長が認める保育所地域活動事業を実施する保育所 1保育所当たり 年額 200,000円以内																								
休日保育事業に要する費用	<table> <tr> <td>基本分</td> <td>1保育所当たり 年額 2,000,000円以内</td> </tr> <tr> <td>加算分</td> <td>生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額</td> </tr> </table>	基本分	1保育所当たり 年額 2,000,000円以内	加算分	生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額																				
基本分	1保育所当たり 年額 2,000,000円以内																								
加算分	生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額																								
一時預かり事業(一般型)に要する費用	<p>●保育従事者2名で事業を実施した場合</p> <p>(1)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)</td> </tr> </table> <p>●保育従事者1名で事業を実施した場合</p> <p>(2)(年間利用者数が200人以上300人未満)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>177,409円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>816,092円以内</td> </tr> </table> <p>※年間利用者数が200人未満の場合は別途補助単価有</p> <p>(3)(年間利用者数が300人以上900人未満)保育士・家庭的保育者</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>195,180円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>897,840円以内</td> </tr> </table> <p>(4)(年間利用者数が300人以上900人未満)子育て支援員</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>187,590円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>862,920円以内</td> </tr> </table> <p>加算分</p> <table> <tr> <td>利用児童 1人当たり</td> <td>0歳児 2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1歳以上児 1,600円</td> </tr> <tr> <td>障害児 1人当たり</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯の利用児童</td> <td>保護者が負担すべき利用料相当額</td> </tr> </table>	月額分	453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)	期末手当分	2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)	月額分	177,409円以内	期末手当分	816,092円以内	月額分	195,180円以内	期末手当分	897,840円以内	月額分	187,590円以内	期末手当分	862,920円以内	利用児童 1人当たり	0歳児 2,200円		1歳以上児 1,600円	障害児 1人当たり	3,600円	生活保護世帯の利用児童	保護者が負担すべき利用料相当額
月額分	453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)																								
期末手当分	2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)																								
月額分	177,409円以内																								
期末手当分	816,092円以内																								
月額分	195,180円以内																								
期末手当分	897,840円以内																								
月額分	187,590円以内																								
期末手当分	862,920円以内																								
利用児童 1人当たり	0歳児 2,200円																								
	1歳以上児 1,600円																								
障害児 1人当たり	3,600円																								
生活保護世帯の利用児童	保護者が負担すべき利用料相当額																								
分園推進事業に要する費用	1保育所当たり 年額 1,800,000円以内																								

助成項目	助成の内容
土地の賃借に要する費用	年間賃借料総額の2分の1(12月に満たない場合は月割) 1箇所当たり 年額上限 2,000,000円
栄養士の雇用に要する費用	国の配置基準を超えて正規職員を雇用した保育所 1人当たり月額 226,700円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)
保育士宿舎借り上げ支援事業	勤務する保育士のために宿舎を借り上げている保育所 1戸当たり月額 69,000円以内 (ただし、採用から5年度以内の保育士とする)
保育体制強化事業	国の配置基準を超えて園外活動時の見守り等を行う臨時職員等を雇用した保育所 1人当たり月額 145,000円以内

9. 私立保育所等の施設整備に関する助成

【保育運営課】

市では、社会福祉法人等による保育所等の施設整備及び設備整備にかかる費用の負担軽減を図るため、創設・改修工事等に対して、国庫補助金を活用した助成を行っています。

10. 幼児教育・保育の無償化について

【保育入園課】

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、認可保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちと、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの保育料を無料としています。

また、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもについて、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料を年齢等に応じた上限額まで無料としています。（施設に支払った利用料を償還します。）

11. 保育士養成修学資金貸付事業

【保育入園課】

保育士養成施設に在学中である学生のうち、将来市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、月額3万円を貸し付け、その修学を支援しています。

貸付状況

年度	借受者数		
	継続	新規	合計
4	104	86	190
5	101	76	177
6	92	68	160

※借受者数はその年度に貸付を行った実人数

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

12. 保育士就職支援事業

【保育入園課】

保育士に対する本市の支援施策の認知度を向上させ、市内保育施設への就職者の増加を図るため、保育士向け求人サイトへ市の支援施策の特集記事を掲載するとともに、会員へのメール配信を実施しました。

13. 公立保育所での取り組み

【保育運営課】

・紙おむつ処分料の無償化

紙おむつの処分に係る保護者の負担軽減及び衛生面の不安の解消を図るため、公立保育所において紙おむつの持ち帰りを廃止するとともに、処分料を無償としました。

施策2 「子供の健全な育成」

1. 児童手当

【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

(1) 対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者

(2) 支給月額

(児童1人につき)

0歳から3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前	10,000円
中学生	10,000円
高校生年代	10,000円
第3子以降	30,000円

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳到達後の最初の3月31日まで)の養育している子どものうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子をいいます。

(3) 支給月

2月(12月と1月分)、4月(2月と3月分)、6月(4月と5月分)、8月(6月と7月分)、10月(8月と9月分)、12月(10月と11月分)の年6回支給します。

(令和7年4月1日現在)

児童手当支給状況

年度	3歳未満		3歳以上～中学生		高校生		特例給付 (所得制限超過)	
	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)
4	132,738	1,991,120	631,957	6,561,155			103,400	517,000
5	125,037	1,876,315	609,559	6,332,325			86,148	430,740
6	124,690	1,951,110	632,234	6,986,225	63,728	679,700	59,445	297,225

※ 児童手当制度拡充に伴い、令和6年10月分から高校生までの児童を対象とし、所得制限を撤廃。

2. 子ども医療費の助成

【子育て給付課】

疾病等により0歳～高校3年生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもが入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 対象者

0歳～高校3年生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもの保護者

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 助成方法

受給券を交付することによる現物給付。ただし千葉県外の医療機関を受診した場合や受給券を提示できなかった場合は償還払い（一旦医療費を支払い、後日市に申請することにより助成）。

子ども医療助成件数・助成総額

年度	延助成件数	助成総額（円）
4	1,106,189	2,111,597,263
5	1,413,997	2,779,208,773
6	1,516,053	3,037,556,970

- ※ 平成 21 年 10 月から小学生の入院医療費助成開始。平成 22 年 12 月から小学校 1 年生～3 年生の通院医療費助成開始。平成 23 年 10 月から小学校 4 年生～6 年生の通院医療費助成開始。
- ※ 平成 24 年 12 月から小学校 4 年生～6 年生についても受給券を交付することによる現物給付を開始。また、中学生の入院医療費助成開始（受給券交付による現物給付）。
- ※ 平成 25 年 8 月から中学生の通院医療費助成開始。
- ※ 令和 5 年 4 月から高校生の入通院医療費助成開始（令和 5 年 4 月から 7 月診療分は償還払いのみ。令和 5 年 8 月診療分から現物給付開始）。

子ども医療費自己負担金

世帯区分	負担基準額(円)	
	入院 1 日及び 通院 1 回	調剤
市町村民税非課税世帯		
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	無料	無料
市町村民税所得割課税世帯	300	

- ※ 平成 25 年 8 月から市町村民税所得割課税世帯の自己負担金を 300 円に変更。
- ※ 令和 5 年 8 月から同月、同医機関において通院 6 回、入院 11 日以降無料となる「月額上限制度」開始。

3. 子ども応援臨時給付金（令和 6 年度 3 月に開始、令和 7 年度 7 月に終了）

【子育て給付課】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、児童の保護者の負担を軽減し、子育て世帯に対し支援を行うため、電子マネー等により、児童 1 人当たり 1 万円の子ども応援臨時給付金を支給しました。

対象者 令和 7 年 1 月 1 日時点で船橋市に住民登録がある、平成 18 年 4 月 2 日以降生まれの児童の保護者

子ども応援臨時給付金給付状況

対象児童数	支給額（円）
55,890	558,900,000

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 児童ホーム

【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設で市内に21館を設置しています。体育室、図書室、遊戯室等を整備し、遊びの指導および提供を行っています。

令和6年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設区分	前原	高根台	習志野台	金杉台	若松	西船	小室
市の主催事業	22,123	11,021	15,810	11,995	6,643	8,947	10,538
スポーツ・体操	2,826	1,447	8,601	3,554	205	623	4,153
制作・情操	8,416	2,912	2,286	3,211	1,102	1,170	2,613
その他の行事	10,549	6,267	4,765	4,551	5,129	7,006	3,525
クラブ	0	0	0	281	0	4	0
ボランティア	75	67	5	57	0	106	0
その他	257	328	153	341	207	38	247
一般利用	48,350	17,387	20,215	11,334	8,538	24,222	13,002
乳幼児	16,167	5,263	5,975	1,979	2,857	8,685	3,311
小学生	14,157	7,024	7,642	6,459	2,567	6,506	6,525
中学生	1,248	349	702	817	320	917	181
高校生	260	6	161	40	5	20	5
大人	16,518	4,745	5,735	2,039	2,789	8,094	2,980
団体利用	1,214	60	0	141	0	0	0
総合計	71,687	28,468	36,025	23,470	15,181	33,169	23,540
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	9,192	3,193	3,755	2,300	1,501	3,596	2,741
水曜日	14,226	4,920	7,316	3,663	3,347	6,466	4,969
木曜日	12,693	4,629	5,102	2,971	2,248	5,336	3,412
金曜日	10,412	3,914	4,745	2,491	1,675	5,043	3,708
土曜日	16,928	8,258	7,447	8,917	3,366	6,537	5,194
日曜日	8,236	3,554	7,660	3,128	3,044	6,191	3,516
総合計	71,687	28,468	36,025	23,470	15,181	33,169	23,540
小学生	22,129	11,746	18,951	14,403	4,981	10,518	13,718
中学生	2,056	614	1,102	1,575	535	944	239
高校生	362	9	288	97	5	27	5
乳幼児	23,339	8,171	7,998	3,610	4,832	11,183	5,001
大人	23,801	7,928	7,686	3,785	4,828	10,497	4,577
開館日平均	246	97	123	80	52	114	81
開館月平均	5,974	2,372	3,002	1,956	1,265	2,764	1,962

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和6年度児童ホーム利用者実績

(単位:人)

施設区分	三山	八木が谷	松が丘	飯山満	夏見	塚田	宮本
市の主催事業	12,593	5,148	9,038	14,506	13,068	9,697	18,627
スポーツ・体操	6,442	148	545	7,433	4,263	1,555	1,481
制作・情操	3,575	1,440	6,505	5,136	1,402	1,533	6,110
その他の行事	1,609	3,270	1,544	1,735	7,034	1,917	10,500
クラブ	831	0	0	68	0	311	0
ボランティア	0	21	115	0	99	58	219
その他	136	269	329	134	270	4,323	317
一般利用	11,381	11,876	15,844	17,184	26,433	27,617	29,287
乳幼児	2,487	1,660	3,725	4,193	7,188	8,774	8,962
小学生	5,786	6,963	7,641	7,755	11,839	9,280	9,444
中学生	892	1,570	1,239	993	813	810	1,738
高校生	53	97	43	48	11	25	37
大人	2,163	1,586	3,196	4,195	6,582	8,728	9,106
団体利用	0	0	0	0	0	0	0
総合計	23,974	17,024	24,882	31,690	39,501	37,314	47,914
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	2,820	2,393	2,420	3,662	4,691	4,718	4,295
水曜日	4,928	3,492	5,041	5,848	8,649	6,585	7,385
木曜日	4,192	2,779	4,158	4,396	6,012	4,980	6,146
金曜日	3,826	3,179	3,793	4,783	6,514	5,073	7,601
土曜日	4,691	2,928	5,172	6,261	6,867	9,178	9,047
日曜日	3,517	2,253	4,298	6,740	6,768	6,780	13,440
総合計	23,974	17,024	24,882	31,690	39,501	37,314	47,914
小学生	13,321	10,225	13,051	17,589	19,071	12,384	16,104
中学生	1,707	1,682	1,425	1,747	860	869	2,136
高校生	71	104	49	114	20	26	49
乳幼児	4,722	2,569	5,554	6,225	10,188	11,886	14,591
大人	4,153	2,444	4,803	6,015	9,362	12,149	15,034
開館日平均	82	58	86	109	135	128	164
開館月平均	1,998	1,419	2,074	2,641	3,292	3,110	3,993

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和6年度児童ホーム利用者実績

(単位:人)

施設区分	三咲	新高根	葉円台	海神	法典	本中山	坪井	合計
市の主催事業	16,425	8,447	31,632	10,373	13,974	13,253	11,999	275,857
スポーツ・体操	1,008	137	8,085	5,946	3,684	2,434	2,621	67,191
制作・情操	4,841	3,035	16,664	2,951	8,917	7,063	2,121	93,003
その他の行事	10,403	3,750	6,295	1,184	644	3,690	6,750	102,117
クラブ	0	813	0	0	0	0	0	2,308
ボランティア	0	0	135	131	82	13	178	1,361
その他	173	712	453	161	647	53	329	9,877
一般利用	23,267	9,168	35,928	12,960	20,095	28,726	32,818	445,632
乳幼児	5,176	2,604	11,984	3,733	4,336	9,927	9,027	128,013
小学生	10,389	3,639	10,291	3,992	9,869	7,954	14,102	169,824
中学生	2,486	429	2,016	886	1,261	791	896	21,354
高校生	129	23	137	43	80	46	15	1,284
大人	5,087	2,473	11,500	4,306	4,549	10,008	8,778	125,157
団体利用	0	0	0	0	0	0	0	1,415
総合計	39,692	17,615	67,560	23,333	34,069	41,979	44,817	722,904
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	4,386	2,103	8,967	2,386	4,018	4,123	4,810	82,070
水曜日	7,064	3,340	11,682	3,723	7,432	7,574	7,659	135,309
木曜日	5,882	2,754	8,378	3,484	5,397	5,733	6,939	107,621
金曜日	5,680	2,637	10,765	3,318	6,222	7,124	7,060	109,563
土曜日	7,878	3,318	13,574	5,397	4,878	9,648	9,996	155,480
日曜日	8,802	3,463	14,194	5,025	6,122	7,777	8,353	132,861
総合計	39,692	17,615	67,560	23,333	34,069	41,979	44,817	722,904
小学生	19,650	8,572	18,368	5,798	17,271	12,885	20,880	301,615
中学生	3,585	776	4,825	953	1,506	882	939	30,957
高校生	207	32	294	44	113	51	15	1,982
乳幼児	8,248	4,224	22,339	7,981	7,517	14,090	11,573	195,841
大人	8,002	4,011	21,734	8,557	7,662	14,071	11,410	192,509
開館日平均	136	140	233	80	117	144	153	122
開館月平均	3,308	2,936	5,630	1,944	2,839	3,498	3,735	2,939

※新高根児童ホームは工事のため、令和6年9月から令和7年3月まで休館。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 子育て支援センター

【地域子育て支援課】

少子高齢化がますます進む中、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要とされています。市内に2カ所開設する子育て支援センターでは、子育て支援事業の企画立案、育児不安等への相談及び指導、子どもの発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供を行っています。

(1)南本町子育て支援センター

住 所 南本町 10-1

開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日

職 員 数 12 人 (保育士 9 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人)

(2)高根台子育て支援センター

住 所 高根台 2-1-1

開設年月日 平成 14 年 11 月 16 日

職 員 数 13 人 (保育士 9 人、看護師 2 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人)

利用者数

年度	施設名	乳幼児	保護者	合 計	月平均	日平均
4	南本町	13, 247	12, 614	25, 861	2, 155	88
	高根台	8, 246	7, 952	16, 198	1, 350	55
	合 計	21, 493	20, 566	42, 059	—	—
5	南本町	13, 893	13, 823	27, 716	2, 310	95
	高根台	10, 175	9, 780	19, 955	1, 663	68
	合 計	24, 068	23, 603	47, 671	—	—
6	南本町	15, 414	15, 597	31, 011	2, 584	105
	高根台	11, 150	11, 790	22, 940	1, 912	78
	合 計	26, 564	27, 387	53, 951	—	—

相談内容・指導人数

年度	施設名	発育 発達	身体	ことば の問題	性格 行動	生活 習慣	養育者 の問題	就園・ 就学関係	手当・ 支援制度	その他	合計
4	南本町	522	182	352	2, 115	1, 522	3, 471	664	162	157	9, 147
	高根台	432	423	255	1, 080	2, 269	2, 054	264	25	227	7, 029
	合 計	954	605	607	3, 195	3, 791	5, 525	928	187	384	16, 176
5	南本町	550	227	216	1, 908	1, 407	4, 103	589	108	106	9, 214
	高根台	421	240	320	1, 134	2, 109	2, 787	414	28	172	7, 625
	合 計	971	467	536	3, 042	3, 516	6, 890	1, 003	136	278	16, 839
6	南本町	550	173	197	1, 614	1, 449	3, 531	573	113	109	8, 309
	高根台	476	227	182	1, 201	2, 005	3, 158	350	25	122	7, 746
	合 計	1, 026	400	379	2, 815	3, 454	6, 689	923	138	231	16, 055

※ 分類内容の「身体」については、心理的要因のものも含みます。

6. 子育て短期支援事業

【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。市は社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託し実施しています。

《実施施設》

母子生活支援施設「青い鳥ホーム」

《事業の種類及び内容》

(1) 短期入所生活援助事業

疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に入所させ、養育を行います。実施期間は原則7日以内です。

(2) 夜間養護事業

仕事その他の理由により夜間に家庭において児童の養育が困難となった場合に、月曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

(3) 休日預かり事業

仕事その他の理由により日中に家庭において児童の養育が困難となった場合に、土日祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）の午前7時から午後7時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

利用実績

年度	短期入所生活援助事業		夜間養護事業		休日預かり事業	
	実利用人数	延利用日数	実利用人数	延利用回数	実利用人数	延利用回数
4	53	512	4	4	33	119
5	54	528	0	0	26	124
6	39	373	0	0	20	100

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

7. ファミリー・サポート・センター事業（育児）

【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者と受けたい者(市内在住または在勤で生後 6 か月以上概ね 13 歳未満の児童のいる人)との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援をしています。

育児の援助を行いたい会員は、保育所等の開始前や終了後の児童の預かりや、送迎等育児のサポートを行います。市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年 度	協力会員(人)	両方会員(人)	利用会員(人)	援助件数	月平均件数
4	618	85	3,004	8,231	686
5	597	77	2,927	10,967	914
6	594	73	2,872	11,905	992

(各年 3 月 31 日現在)

8. 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）

【地域子育て支援課】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区（55 校所）で放課後ルームを開設しています。

放課後ルーム入所児童数の推移

年度	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上	合計
5	1,962	1,710	1,271	784	5,727
6	1,902	1,740	1,306	817	5,765
7	2,061	1,685	1,360	845	5,951

(各年 4 月 1 日現在)

放課後ルームの開設場所（単位：施設）

学校敷地内専用施設	52
校舎内余裕教室等	39
学校敷地外専用施設	8
民間施設	4

(複数ルーム開設している小学校もある)

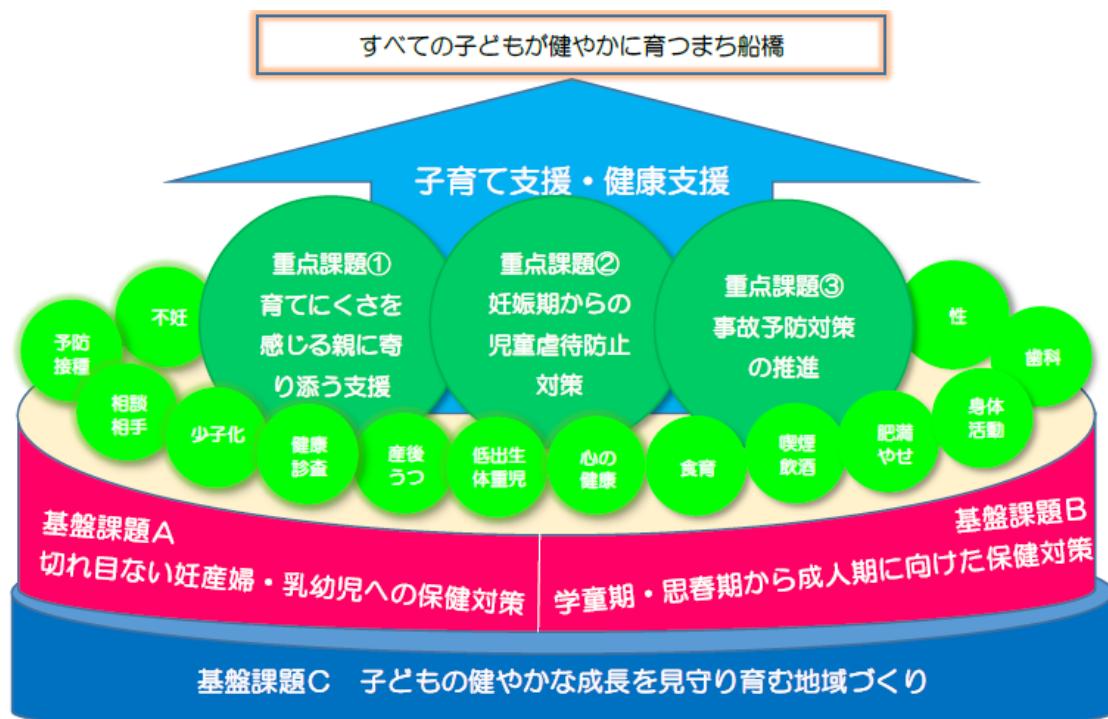
施策3 「妊娠期から子育て期にわたる支援」

◆ 1. 船橋市母子保健計画

【地域保健課】

健やかな子どもを産み育てることができる子どもにやさしい地域づくりに向けて、平成27年度に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」に包含する形で「船橋市母子保健計画（平成27年度から平成31年度）」を策定しました。母子保健計画の計画期間が終了することに伴い、母子保健の更なる充実のために、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」から独立させ、新たに船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和2年度から令和6年度）」を単独計画として策定することとしました。

「すこやか親子ふなばし」は、「すべての子どもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、船橋市の母子保健を取り巻く状況と国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえて、3つの基盤課題と様々な母子保健の取り組みの中で特に重点的に取り組む必要のある3つの重点課題を設定し、課題ごとに「めざす姿（健康水準）」「市民の取り組み（健康行動）」「市民を支える取り組み（環境整備）」の目標と評価指標を定めています。



2. 健康教育

【地域保健課】

(1)両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習等を通して夫婦で協力して出産・育児に臨み、夫婦共同の子育てや家庭づくりができるよう促しています。

(2)親子教室

1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

(3)健康講座

乳幼児の心の発達や思春期特有の心身の特徴等についての理解を深め、保護者が子どもと適切に関わることのできるよう促しています。

(4)地区健康教育

地域の実情に合わせ、乳幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
両親学級	64★ ¹	944★ ¹	72	1,248	48	1,666
親子教室	80★ ¹	237★ ¹	95	315	95	319
健康講座	6★ ¹	49★ ¹	6	60	6	55
地区健康教育	62★ ¹	1,866★ ¹	113	2,696	156	3,913

※ 親子教室受講者は児の数

3. 健康相談

【地域保健課】

(1)妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面談し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるよう支援します。

(2)産前産後サポート事業（かるがもルーム）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

①かるがもルーム（多胎マタニティクラス）

多胎を妊娠している市内在住の妊婦（妊娠判明～32週までの妊婦）

②かるがもルーム（多胎おやこクラス）

※令和6年4月（多胎ママクラス）を（多胎おやこクラス）へ名称変更

多胎を出産した市内在住の母と子、および家族

おおむね4か月頃の定頸が完了した児～1歳を迎える月までの子を持つ親

（3）産後ケア事業

産後に家族等から十分な支援を受けられない、育児への不安や心身の不調があるなど、育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

（4）4か月児健康相談

発育・発達の節目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や孤立感の解消を図っています。

（5）地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

（6）不妊・不育専門相談事業

不妊症・不育症や治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	—	4,512	—	4,351	—	4,285
産前産後サポート事業（妊婦） （おやこ）	3 3	15 20	12 12	19 44	12 12	23 ※66
産後ケア事業（宿泊型） （通所型） （訪問型）	— — —	123 3 —	— — —	193 36 29	— — —	354 159 43
4か月児健康相談	216★ ¹	3,364★ ¹	174	3,551	132	3,534
地区健康相談	59★ ¹	350★ ¹	101	646	138	961
不妊・不育専門相談事業	9	16	6	12	7	10

※産前産後サポート事業（おやこ）の相談者数は、産婦の人数を計上していたが、事業の名称変更に伴い、令和6年度より母と父の人数を計上。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 訪問指導

【地域保健課】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導・こにちは赤ちゃん事業

原則として生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこにちは赤ちゃん事業に含めています。

(2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

訪問指導者数

年度	4	5	6
妊産婦	1,787	4,035	3,963
新生児・低体重児	2,114	2,566	2,568
赤ちゃん訪問員による訪問	1,743	1,520	1,442
保健師の訪問	2,719	2,470	2,445

※ 令和 5 年度から、妊産婦の訪問指導者数について、助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。

※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

5. 母子健康手帳の交付

【地域保健課】

妊娠の届出に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の向上を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

母子健康手帳交付数

年度	4	5	6
交付数	4,738	4,559	4,458

6. 不育症検査費用助成

【地域保健課】

不育症の検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に令和 3 年度から検査費用の一部を助成しています。

助成状況

年度	4	5	6
助成件数	0	0	0

7. 健康診査

【地域保健課】

(1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

また、令和 3 年度から多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用の追加助成を開始しました。さらに、令和 6 年度から妊婦健康診査の受診票を使い切った妊婦に対し、追加で最大 2 回分の健診費用を助成しています。

(2) 産婦健康診査

平成 30 年 10 月から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和 3 年度から新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成しています。

(4) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、医療機関で受診する生後 3~6 か月と 9~11 か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

(5) 1 歳 6 か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

(6) 3 歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な 3 歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

受診者数

(単位：人※)

年度	4	5	6
妊婦健康診査	52,646	51,736	50,841
産婦健康診査	6,689	6,616	6,593
新生児聴覚スクリーニング検査	3,816	3,803	3,646
乳児健康診査	7,740	7,470	7,330
1歳6か月児健康診査	4,193★ ¹	4,183	4,065
3歳児健康診査	4,384★ ¹	4,598	4,100

※ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査については把握者数。

※ 妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査については、延べ人数で示している。

なお、令和6年度妊婦健康診査は、追加助成分を含む。

8. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

【地域保健課】

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。4か月児健康相談や1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
母子地区健康教育	20	296	28	447	46	1,244
4か月児健康相談	108★ ¹	1,374★ ¹	126	2,219	132	2,110
1歳6か月児健康診査	72	754	74	950	75	900
3歳児健康診査	72	429	74	446	75	423
母子地区栄養相談	22	117	27	228	40	296
訪問栄養指導（面接等含）	—	172	—	323	—	256
母子窓口栄養相談	—	151	—	215	—	124
産前・産後サポート事業 (かるがもルーム)	—	—	2	33	4	39
ひよこ教室	—	—	—	—	1	3

※令和4年度の4か月児健康相談は栄養相談の実施回数・人数を計上

※令和5年度の4か月児健康相談は栄養相談および集団講話の実施回数・人数を計上

※令和6年度の4か月児健康相談は集団講話の実施回数・人数を計上

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

9. 出産・子育て応援事業

【地域保健課】

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と利用者負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

支給件数

年度	4	5	6
経済的支援	7,014	8,506	8,299

伴走型相談支援については、事業開始前より妊婦健康相談、妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業等を通じて妊産婦に対して相談支援を実施しています。令和4年度は、事業の開始に合わせて対象の妊産婦に対してアンケートを実施し、相談支援を行いました。令和5年度からは、出産予定日に合わせて、妊娠後期アンケートを実施し、希望する方や必要な方に対し妊娠後期面談を行っています。

妊娠後期アンケート及び妊娠後期面談数

年度	アンケート対象者	窓口面談	オンライン面談	地区担当保健師支援
4				
5	4,226	183	27	125
6	4,171	205	27	112

※令和4年度については、年度途中の事業開始であるため件数は算出せず。

10. 特定妊婦等に対する産科受診等支援事業（令和6年度から開始）

【地域保健課】

妊娠の可能性があるが産科医療機関への初回受診が困難であるなどの特定妊婦と疑われる方を対象に、初回産科受診料の助成を含む産科医療機関受診等の支援を行います。

助成件数

年度	4	5	6
助成件数	—	—	3

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

施策4 「特別な配慮を要する子供への支援」

1. ヤングケアラー支援事業

【こども家庭支援課】

ヤングケアラーといわれる、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもを支援につなげるため、コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながらこどもたちに寄り添います。

また、関係機関に対してヤングケアラーの支援に関する講習会や研修会を実施し、周知啓発を図ります。

ヤングケアラー支援事業実績

年度	5	6
相談件数	33	51

2. こども発達相談センター

【療育支援課】

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。平成27年10月1日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転しました。

所在地 北本町1-16-55（保健福祉センター5階）

職員数 45人(所長1人、心理発達相談員21(13)人、言語相談員12(10)人、理学療法士2人、

作業療法士2人、保育士2(1)人、事務員4(2)人、社会福祉士1(1)人)

※()内は会計年度任用職員の数

嘱託医 4人

(令和7年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

こども発達相談センター相談人数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
4	センター相談	413	395	415	412	436	449	464	433	448	449	463	472	5,249	
	電話相談	92	90	178	114	85	96	107	114	82	92	121	119	1,290	
	施設出張相談	10	43	55	45	22	44	58	84	48	21	23	23	476	
	計	515	528	648	571	543	589	629	631	578	562	607	614	7,015	
	ことば	新規相談	60	22	22	17	21	18	17	11	14	9	11	19	241
		再来相談	98	177	217	191	234	239	247	273	268	265	262	246	2,717
	計	158	199	239	208	255	257	264	284	282	274	273	265	2,958	
	合 計	673	727	887	779	798	846	893	915	860	836	880	879	9,973	
5	センター相談	378	386	346	376	404	398	411	462	417	468	440	410	4,896	
	電話相談	111	103	111	99	95	106	110	116	94	93	91	96	1,225	
	施設出張相談	10	44	59	46	20	54	70	59	31	52	15	22	482	
	計	499	533	516	521	519	558	591	637	542	613	546	528	6,603	
	ことば	新規相談	43	28	24	13	13	26	15	16	10	6	13	17	224
		再来相談	129	196	218	227	249	237	262	255	287	289	247	261	2,857
	計	172	224	242	240	262	263	277	271	297	295	260	278	3,081	
	合 計	671	757	758	761	781	821	868	908	839	908	806	806	9,684	
6	センター相談	387	438	391	465	406	371	466	429	449	481	452	413	5,148	
	電話相談	118	158	102	147	105	135	96	76	77	51	65	52	1,182	
	施設出張相談	8	33	34	17	22	41	69	55	34	44	17	10	384	
	計	513	629	527	629	533	547	631	560	560	576	534	475	6,714	
	ことば	新規相談	24	25	9	12	16	12	14	15	12	15	14	17	185
		再来相談	130	181	194	212	222	230	223	234	224	242	238	248	2,578
	計	154	206	203	224	238	242	237	249	236	257	252	265	2,763	
	合 計	667	835	730	853	771	789	868	809	796	833	786	740	9,477	

保育園等巡回数

年度	4	5	6
公立保育園	11	14	14
私立保育園	71	82	68
私立幼稚園	31	35	34
認定こども園	7	13	12
認可外保育施設	7	7	5
小規模保育事業所	16	18	14
合 計	143	169	147

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

3. 親子教室

【療育支援課】

運動発達等の気になるお子さんと保護者に対し、遊びを通じて基本的な生活習慣の獲得、運動機能や情緒の発達を促すよう支援を行っています。

(1) こども発達相談センター たんぽぽ親子教室

所在地 高根台2-1-1(高根台子育て支援センター2階) 定員 24人
職員数 9人(保育士8(4)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数
(令和7年4月1日現在)

たんぽぽ親子教室通所児童数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男	14	16	17	17	19	21	24	26	30	31	32	32	279
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	1	3	3	2	2	6	6	6	6	38
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	15	17	18	18	22	24	26	28	36	37	38	38	317
5	男	14	15	13	14	13	14	13	17	18	21	21	22	195
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女	5	6	7	7	6	5	5	7	7	10	10	10	85
	内、母子分離クラス	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	19	21	20	21	19	19	18	24	25	31	31	32	280
6	男	14	15	15	16	18	20	22	25	29	34	35	36	279
	内、母子分離クラス	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	女	2	2	3	3	3	2	2	2	3	4	3	2	31
	内、母子分離クラス	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5
	合計	16	17	18	19	21	22	24	27	32	38	38	38	310

(2) こども発達相談センター ひまわり親子教室

所在地 本郷町457-1(西部消防保健センター5階) 定員 24人
職員数 8人(保育士8(5)人) ※()内は会計年度任用職員の数
(令和7年4月1日現在)

ひまわり親子教室通所児童数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男	12	13	13	19	23	24	25	26	27	30	31	31	274
	内、母子分離クラス	4	5	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	36
	女	6	6	6	5	6	7	7	5	7	9	11	12	87
	内、母子分離クラス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	合計	18	19	19	24	29	31	32	31	34	39	42	43	361
5	男	14	16	15	16	17	20	21	21	24	23	23	23	233
	内、母子分離クラス	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	女	7	7	5	6	6	5	5	6	6	8	8	8	77
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	21	23	20	22	23	25	26	27	30	31	31	31	310
6	男	6	7	6	9	10	14	16	15	14	16	17	16	146
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	4	4	4	6	6	7	8	10	12	12	10	9	92
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	6
	合計	10	11	10	15	16	21	24	25	26	28	27	25	238

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 簡易マザーズホーム

【療育支援課】

未就学で発達等の気になるお子さんを通所させ基本的な動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行っています。

(1) 西簡易マザーズホーム

所在地 海神町2-264-5(海神児童ホーム内) 定員 20人

職員数 9人(園長・理学療法士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師1人、
保育士3(1)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

(令和7年4月1日現在)

西簡易マザーズホーム通所児童数

年度		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男		14	19	17	16	16	16	14	15	13	15	18	16	189
	女		17	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	218
	合計		31	38	36	35	35	34	32	33	31	33	36	33	407
5	男		14	14	15	15	15	15	17	19	21	22	23	23	213
	女		13	15	15	16	16	15	16	16	17	20	20	20	199
	合計		27	29	30	31	31	30	33	35	38	42	43	43	412
6	男		15	16	16	17	18	18	18	17	17	17	17	16	202
	女		12	12	12	12	12	12	12	11	10	10	11	13	139
	合計		27	28	28	29	30	30	30	28	27	27	28	29	341

(2) 東簡易マザーズホーム

所在地 薬円台5-31-1 (社会福祉会館内) 定員 20人

職員数 11人(園長・保育士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師2(1)人、
保育士4(2)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

(令和7年4月1日現在)

東簡易マザーズホーム通所児童数

年度		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男		16	17	17	19	19	20	21	21	19	18	20	20	227
	女		15	14	16	16	16	16	17	18	17	15	15	16	191
	合計		31	31	33	35	35	36	38	39	36	33	35	36	418
5	男		17	18	18	16	16	15	15	17	16	18	19	18	203
	女		13	14	15	15	14	16	17	16	16	14	13	14	177
	合計		30	32	33	31	30	31	32	33	32	32	32	32	380
6	男		14	15	15	15	15	17	16	14	14	14	13	14	176
	女		12	12	12	12	12	11	11	12	12	14	15	15	150
	合計		26	27	27	27	27	28	27	26	26	28	28	29	326

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 障害児通所支援

【療育支援課】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給します。

(参考) 市内事業所数(令和7年4月1日時点。民間事業所含む)

・児童発達支援事業所	71 事業所
・児童発達支援センター	2 事業所
・放課後等デイサービス事業所	85 事業所
・居宅訪問型児童発達支援事業所	1 事業所
・保育所等訪問支援事業所	10 事業所

障害児通所支援

年度	サービス種類	延利用者数	延利用日数
4	児童発達支援	12,010	86,354
	医療型児童発達支援	12	154
	放課後等デイサービス	24,709	178,853
	保育所等訪問支援	688	898
	居宅訪問型児童発達支援	12	76
5	児童発達支援	14,343	104,044
	医療型児童発達支援	1	16
	放課後等デイサービス	28,164	206,168
	保育所等訪問支援	1,111	1,658
	居宅訪問型児童発達支援	30	97
6	児童発達支援	15,485	109,106
	放課後等デイサービス	30,397	215,006
	保育所等訪問支援	1,287	2,000
	居宅訪問型児童発達支援	29	64

※請求月での集計になります(市外事業所の利用を含む)。

※令和6年度から医療型児童発達支援は廃止し、児童発達支援と一体化。

6. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

【療育支援課】

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成実績

年度	件数	助成額(円)
4	12	1,214,000
5	19	1,403,000
6	9	756,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

7. 児童福祉施設入所費用等助成

【療育支援課】

市内に居住し、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成します。

児童福祉施設入所費用等助成実績

年度	区分	件数	助成額(円)
4	通所	0	0
	通所多子世帯	12	144,932
	入所	14	783,000
	合計	26	927,932
5	通所	0	0
	通所多子世帯	17	205,664
	入所	9	623,500
	合計	26	829,164
6	通所	0	0
	通所多子世帯	21	204,851
	入所	10	543,600
	合計	31	748,451

8. 心身障害児入学祝金の支給

【療育支援課】

特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童の保護者に祝金を支給します。

心身障害児入学祝金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数	総支給額(円)
4	8,000	331	2,648,000
5	8,000	304	2,432,000
6	8,000	355	2,840,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

9. 心身障害児施設等通所交通費の助成

【療育支援課】

市内に居住している心身障害児及びその介護者が、交通費を負担して心身障害児施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

(1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額(限度額5,000円)

(2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額(限度額5,000円)

※国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

※令和6年4月1日以降の通所分から、生活保護法その他の法令に基づき交通費の助成に相当する給付等を受けることができるときは、その分の額は助成対象外。

障害児施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数	金額(円)	1件当たり金額(円)
4	713	6,409,470	8,989
5	773	7,129,690	9,223
6	777	7,540,960	9,705

10. こども発達相談センター運営事業

【療育支援課】

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員等が来所相談や電話相談により就学前の子供の発達に関する相談に応じるとともに、保育園や幼稚園などへの巡回相談を行い、子供を適切な支援につなげ、保護者等を支援します。

11. 未熟児養育医療給付事業

【地域保健課】

出生時2,000g以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	82	95	91
給付者数	95	97	104

(令和7年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

12. 自立支援医療(育成医療)給付事業

【地域保健課】

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	34	25	19
給付者数	43	32	24

(令和7年5月1日現在)

13. 結核児童療育給付事業

【地域保健課】

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	0	0	0

(令和7年4月1日現在)

施策 5 「ひとり親家庭等の自立支援」

◆ 1. 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）

【こども家庭支援課】

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、同法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していないなどなどの事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況であったことから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子どもの貧困対策への取り組みを進めてきました。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承した、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を令和2年3月に策定し、各種施策を実施してきました。また、令和7年度～令和11年度を計画期間とした第5次計画については、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画を統合し、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画・第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画・船橋市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定し、引き続き各種施策の推進を図っております。

2. ひとり親家庭

【子育て給付課】

令和7年4月1日現在、市内のひとり親家庭は2,989世帯（児童扶養手当認定者数※）で市内全世帯の0.92%となっています。ひとり親家庭となった原因をみると、死別によるものが45世帯（1.5%）、離婚によるものが2,455世帯（82.1%）と、離婚が大半を占めています。

※児童扶養手当を申請し認定を受けた者の数

ひとり親家庭原因別構成割合

年度 ひとり親家庭原因	5		6		7	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
離婚	2,620 (120)	82.8 (84.5)	2,532 (117)	82.4 (84.8)	2,455 (103)	82.1 (83.7)
死別	46 (11)	1.5 (7.8)	47 (12)	1.5 (8.7)	45 (11)	1.5 (8.9)
未婚	388 (6)	12.2 (4.2)	387 (4)	12.6 (2.9)	383 (4)	12.8 (3.3)
障害	13 (4)	0.4 (2.8)	13 (4)	0.4 (2.9)	15 (3)	0.5 (2.4)
遺棄	5 (1)	0.2 (0.7)	5 (1)	0.2 (0.7)	4 (1)	0.1 (0.8)
その他	92 (0)	2.9 (0.0)	90 (0)	2.9 (0.0)	87 (1)	2.9 (0.8)
合 計	3,164 (142)	100.0 (100.0)	3,074 (138)	100.0 (100.0)	2,989 (123)	100.0 (100.0)

()内は父子家庭の数(内数)

(各年4月1日現在)

※ 割合(%)は小数点第2以下を四捨五入しているため、各項目の足し上げは100%にならない場合があります。

3. ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

【こども家庭支援課】

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣する事業を委託により実施しています。

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣状況

年度	対象家庭(件)	派遣時間(時間)
4	1	18
5	1	9
6	1	18

4. 福祉資金の貸付

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子等に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するため、無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
事業開始資金	母・父・寡婦等・母子父子福祉団体	個人 3,580,000 団体 (5,370,000)			1年	7年以内	年 1%	年 賦 払 ・ 半 年 賦 払 ・ 利 子
事業継続資金		個人 1,790,000 団体 (1,790,000)			6か月	7年以内		
修学資金 (※所得額により限度額が変更となる場合があります)	児童・子	学校等種別	学年	自宅通学	自宅外通学	卒業後6か月	5年以内	基本施策
		高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	1 月額 27,000	月額 34,500			
				2 " 27,000	" 34,500			
				3 " 27,000	" 34,500			
			私立	1 " 45,000	" 52,500			
				2 " 45,000	" 52,500			
				3 " 45,000	" 52,500			
		高等 専門学校	国公立	1 " 31,500	" 33,750			
				2 " 31,500	" 33,750			
				3 " 31,500	" 33,750			
				4 " 67,500	" 76,500			
				5 " 67,500	" 76,500			
			私立	1 " 48,000	" 52,500			
				2 " 48,000	" 52,500			
				3 " 48,000	" 52,500			
				4 " 98,500	" 115,000			
				5 " 98,500	" 115,000			
		専修学校 (専門課程)	国公立	1 " 67,500	" 78,000			
				2 " 67,500	" 78,000			
			私立	1 " 89,000	" 126,500			
				2 " 89,000	" 126,500			
		短期大学	国公立	1 " 67,500	" 96,500			
				2 " 67,500	" 96,500			
			私立	1 " 93,500	" 131,000			
				2 " 93,500	" 131,000			
		大学	国公立	1 " 71,000	" 108,500			
				2 " 71,000	" 108,500			
				3 " 71,000	" 108,500			
				4 " 71,000	" 108,500			
			私立	1 " 108,500	" 146,000			
				2 " 108,500	" 146,000			
				3 " 108,500	" 146,000			
				4 " 108,500	" 146,000			
		大学院	修士課程	1 月額 132,000				
				2 "	132,000			
			博士課程	1 "	183,000			
				2 "	183,000			
				3 "	183,000			
		専修学校 (一般課程)	1		" 54,000			
			2		" 54,000			

(令和7年4月1日現在)

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)	据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
技能習得資金	母・父・寡婦等	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は46万円限度)	知識技能 習得期間 満了後 1年	20年以内	年1%	
修業資金	児童・子	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は46万円限度)	習得期間 満了後 1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母・父・寡婦等	110,000 (通勤用自動車購入含む場合 340,000)	1年	6年以内	年1%	年賦 払 ・ 半 年 賦 払
	児童				無利子	
医療介護資金	医療 母・父 寡婦等・児童	340,000 (所得税非課税世帯等 480,000)	医療・介護 期間満了後 6か月	5年以内		年 1%
	介護 母・父・寡婦等	500,000				
生活資金	知識技能習得期間中の母・父・寡婦等	月額 141,000 (生計中心者でない場合 月額 76,000)	知識技能 習得期間 満了後 6か月	20年以内		
	医療を受けている母・父・寡婦等	月額 114,000 (生計中心者でない場合 月額 76,000)	医療・介護 期間満了後 6か月	5年以内		年 1%
	介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父・寡婦等	※なお、7年未満の母子家庭等への貸付期間は、3か月以内更新で273万6千円を限度とする。				
	母子家庭の母・父子家庭の父となって7年未満のもの	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判等に要する費用について、12月相当136万8千円を限度とする。	6か月	8年以内		月賦 払
	失業している母・父・寡婦等	※なお、失業の母子家庭等への貸付期間は、3か月以内更新で通算1年まで				
	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した母・父	児童扶養手当支給額 46,690 ※第二子以降がいる場合は加算額分、限度額が上昇 ※なお、貸付期間は原則3か月以内、延長する場合も3か月更新で最長1年まで		10年以内		
住宅資金	母・父・寡婦等	1,500,000 (特別) 2,000,000	6か月	6年以内		
転宅資金	母・父・寡婦等	260,000		7年以内		
				3年以内		

(令和7年4月1日現在)

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法			
就学支度資金	児童・子	小学校	64,300			中学校卒業後 6か月	1年以内	年賦払 ・ 無利子 半年賦払 ・ 月賦払			
		中学校	81,000								
		高校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
			私立	自宅通学者	410,000						
				自宅外通学者	420,000						
		高専 大学 短大 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学者	420,000	同時貸付け の修学資金 と同じ期間	5年以内				
				自宅外通学者	430,000						
			私立	自宅通学者	580,000						
				自宅外通学者	590,000						
		大学院	国公立	自宅通学者	420,000						
				自宅外通学者	430,000						
			私立	自宅通学者	580,000						
				自宅外通学者	590,000						
		専修学校 (一般課程)		自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
		修業施設	中学校卒業者	自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
			高校 卒業者	自宅通学者	272,000						
				自宅外通学者	282,000						
結婚資金	母・父・寡婦等 (児童・子の結婚)	330,000			6か月	5年以内	年1%				

※ 有利子(1%)の貸付も、連帯保証人がいる場合は、無利子貸付となります。

(令和7年4月1日現在)

※ 貸付対象は以下のとおりです。

母：母子家庭の母（配偶者のいない女子で、児童（20歳未満の者）を扶養している者）

父：父子家庭の父（配偶者のいない男子で、児童を扶養している者）

児童：母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童（児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む）

寡婦等：配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者（寡婦）、または40歳以上の配偶者のない女子で現

に児童を扶養していない者（寡婦を除く）

子：寡婦等に扶養されている子等

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金貸付支払件数、支払金額実績

年度	資金の種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
4	修学資金	27	21,624,500	1	721,500	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	139,200	0	0	0	0
	就学支度資金	1	580,000	0	0	0	0
	合計	29	22,343,700	1	721,500	0	0
5	修学資金	18	16,353,600	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	1	324,000	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0
	合計	19	16,677,600	0	0	0	0
6	修学資金	15	13,763,100	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0
	事業開始資金	1	3,470,000	0	0	0	0
	合計	16	17,233,100	0	0	0	0

(令和7年5月31日現在)

5. 母子・父子自立支援員

【こども家庭支援課】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条による母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活一般及び自立に必要な指導、相談に応じています。

相談回数

年度	生活一般	児童	生活援護	その他	合 計
4	4,270	1,520	3,165	47	9,002
5	3,799	1,334	2,942	38	8,113
6	3,351	1,242	2,555	43	7,191

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

6. 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、各種相談や生活指導を行います。

所 在 地 薬円台 5-31-1 (船橋市社会福祉会館内)

相談回数

年度	来庁相談	電話相談	合計
4	121	0	121
5	58	0	58
6	21	0	21

利用状況

(単位：人)

年度	研修会	打合会	講演会	その他	合計
4	1,450	10	39	92	1,591
5	1,584	16	76	88	1,764
6	2,139	0	0	37	2,176

7. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦、離婚前で支援が必要な方の生活の安定と児童の福祉を増進するため、就業促進を目的としたセミナーや、技能習得を目的とした講習を開催しています。

利用状況

年度		就職準備・ 離転職セミナー	パソコン技能 習得講習会	資格取得講習会
4	実施回数	2	13	4
	受講者数	15	56	38
5	実施回数	7	14	2
	受講者数	62	47	17
6	実施回数	4	10	2
	受講者数	15	45	17

8. 母子家庭等自立支援給付金

【こども家庭支援課】

(1) 自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練終了後、教育訓練給付金を支給します。

対象者 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている母子家庭の母及び父子家庭の父（令和6年度から対象者変更）

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座

支給額 受講料の60%（上限200,000円、下限12,000円）

（令和6年度から、雇用保険法による受給資格がない者が専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講し、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得及び就職等をした場合は合計で受講料の85%）

支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	7	461,244
5	9	571,503
6	7	509,947

(2) 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において資格の取得が見込まれる者。なお、令和6年度から、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

支給期間 修業にかかる全期間（上限4年）

支給額 月額100,000円（市町村民税非課税世帯）、70,500円（市町村民税課税世帯）

養成機関の最終学年においては月額40,000円の追加支給あり。

支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	16	18,571,000
5	12	14,054,500
6	8	9,406,000

(3)高等職業訓練修了支援給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、資格を取得するため養成機関において修業を開始し、修業開始から修了日まで本市に住所を有し、その期間中、母子家庭の母及び父子家庭の父である者。なお、令和6年度から、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、システム認定資格、LPI認定資格等

支給額 50,000円(市町村民税非課税世帯)、25,000円(市町村民税課税世帯)

支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	6	250,000
5	6	225,000
6	3	125,000

9. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の親又は離婚前で支援が必要な者の経済的自立を図るための就業支援を積極的に行うため、受給者等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。(令和6年度から対象者変更)

策定件数

年度	4	5	6
策定件数	30	33	18

10. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【こども家庭支援課】

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じている母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、給付金を支給します。

対象者 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者(令和6年度から対象者変更)

支給額

(1)通信制の場合

- ① **受講開始時給付金** 受講料の40%相当額(上限10万円、下限4千円)
② **受講修了時給付金** 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて12万5千円、下限4千円)
③ **合格時給付金** 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて15万円)
※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

(2)通学又は通学及び通信制併用の場合

- ① **受講開始時給付金** 受講料の40%相当額(上限20万円、下限4千円)
② **受講修了時給付金** 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて25万円、下限4千円)
③ **合格時給付金** 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて30万円)
※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

支給決定件数、金額

年度		開始時給付金	修了時給付金	合格時給付金
4	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
5	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
6	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0

1.1. 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

(1)弁護士による法律相談

養育費をはじめとする離婚前後に発生する諸問題について、女性弁護士による法律相談を受けられます。※要事前予約

場 所 船橋駅前総合相談窓口センター(船橋F A C Eビル 5階)

日 時 毎月第2土曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

第4水曜日 18時00分から20時00分まで(2枠)

第4日曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

相談件数

年度	4	5	6
相談件数	78	61	48

(2) 養育費・親子交流支援セミナー

養育費等、離婚前後に発生する諸問題に詳しい専門の講師によるセミナーを開催します。

実施状況

年度	実施回数	参加者数
4	2	7
5	2	9
6	2	5

(3) 母子・父子自立支援員の公共機関への同行

公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行します。

同行可能場所：船橋公証役場、千葉家庭裁判所市川出張所

(4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金

公正証書の作成に発生する手数料や、調停調書の作成に必要な収入印紙代、切手代を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者

補助金額 公正証書の取り決めにかかる公証人手数料 上限 17,000 円

家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に関する下記の費用

①収入印紙代 上限 1,200 円 ②連絡用郵便切手 上限 1,280 円

補助金交付件数、金額

年度	件数		金額(円)	
	公正証書	調停調書	公正証書	調停調書
4	30	3	463,000	6,395
5	26	2	365,500	3,400
6	15	4	232,000	8,360

(5) 養育費保証料補助金

養育費確保のために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人費用負担(保証料)を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる債務名義を有する者
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
5. 過去に同一の養育費保証契約で補助金を受けていない者

補助金額 保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担

する費用。月額養育費の額を補助額とする。上限 50,000 円。

補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	3	150,000
5	0	0
6	0	0

(6) 親子交流支援事業利用補助金

親子交流を実施しやすくすることを目的に、親子交流支援事業者を利用した際の費用に補助金を支給しています。

対象者 親子交流支援事業者を利用し、利用料を支払った実父もしくは実母（父母または児童の市内居住要件あり）

補助金額 1. 相談支援…親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 上限 7,000 円
2. 親子交流実施支援…親子交流を実施する際の付添や児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 上限 30,000 円

補助回数 親子交流実施支援について、同じ児童で申請できるのは年2回が上限

補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	4	20,500
5	7	116,500
6	4	52,500

(7) 裁判外紛争解決手続（ADR）の手数料補助金（令和6年度から開始）

ADRの申し立てと調停等に要する手数料（成立時に要する手数料を除く）を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たす者

1. 交付申請時においてひとり親又は離婚協議中である者
2. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
3. 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
4. ひとり親である場合は、養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
5. 過去に同内容のADRに係る手数料に関する補助金を受けていない者

補助金額 1. 申立手数料に相当する費用 上限 11,000 円
2. 期日手数料に相当する費用 上限 33,000 円（※期日3回までを対象とする）

補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
6	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

12. ひとり親家庭高校生キャリア支援事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の高校生を対象とした学習支援と、将来の夢ややりたいことを見つけるためのセミナー等を実施します。

ひとり親家庭高校生キャリア支援事業実施状況(単位：人)

年度	学習支援	キャリア支援
4	100	79
5	82	181
6	92	294

13. 児童扶養手当

【子育て給付課】

父又は、母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかではない児童
5. 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
6. 父又は母が DV により裁判所からの保護命令を受けた児童
7. 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで出産した児童

(1) 対象児童

0 歳から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで（一定の障害を持つ場合は 20 歳未満まで）の児童

(2) 支給月額（令和 6 年度）

第 1 子 月額 45,500～10,740 円

第 2 子以降 月額 10,750～5,380 円 を上記金額に加算

(3) 支給月

1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月に前月分までを支給します。また、令和 7 年 4 月現在、2,989 世帯が認定を受けていますが、所得制限の適用により、受給は 2,380 世帯です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

児童扶養手当支給状況

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算
4	人	16,570	16,187	11,980	2,930
	円	714,298,330	440,925,120	111,593,230	17,010,980
5	人	15,499	15,191	11,260	2,885
	円	683,137,960	423,388,340	106,647,780	17,048,880
6	人	15,410	14,625	10,822	2,866
	円	699,376,190	412,479,720	105,474,460	21,484,880

※ 人数は延人数です。

所得制限表

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者
	全部支給・所得額(円)	一部支給・所得額(円)	所得額(円)
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000

(令和6年4月1日現在)

14. 遺児手当

【子育て給付課】

父母又は父若しくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

(1) 支給月額

乳幼児 1人につき	7,000 円／月
小学生 1人につき	7,500 円／月
中学生 1人につき	8,000 円／月

(2) 支給月

3月・9月に当月分までを支給します。

実績表

年度		乳幼児	小学生	中学生	合計
4	人	536	1,420	1,476	3,432
	円	3,752,000	10,650,000	11,808,000	26,210,000
5	人	435	1,340	1,476	3,251
	円	3,045,000	10,050,000	11,808,000	24,903,000
6	人	440	1,469	1,264	3,173
	円	3,080,000	11,017,500	10,112,000	24,209,500

※ 人数は延人数です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

15. ひとり親家庭等医療費の助成

【子育て給付課】

ひとり親家庭等の児童及びその母または父等が医療機関等に入院または通院、保険調剤を受けた場合、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

(1) 対象者

船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に定める所得制限限度内に該当する世帯。令和7年4月現在、2,155世帯、5,213人が適用を受けています。

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から受給資格者負担金を控除した額。(受給資格者負担金は、入院1日及び通院1回につき300円、保険調剤は無料。市町村民税所得割非課税世帯は全て無料。)

実績表

年度	延件数	金額(円)
4	79,758	215,711,358
5	65,923	184,907,724
6	41,763	123,914,784

16. 児童入学・就職祝金等

【子育て給付課】

(1) 母子家庭、父子家庭等児童入学・就職祝金

母子家庭、父子家庭等の児童が、小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に入学祝金（義務教育終了と同時に就職する場合は就職祝金）を支給し、母子家庭、父子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象児童一人当たり支給額（令和7年4月1日入学者）

小学校入学 2,000円

その他 5,000円

入学・就職祝金実績

区分	4		5		6	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	88	440,000	53	265,000	65	226,000
中学校	156	1,248,000	83	415,000	133	665,000
高等学校	396	3,168,000	155	775,000	191	955,000
就職	0	0	0	0	0	0
合計	640	4,856,000	291	1,455,000	389	1,846,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 小学校・中学校入学援助金

経済的な理由により小学校又は中学校へ就学させることが困難な保護者に、入学援助金を支給しています。

対象児童一人当たり支給額（令和7年4月1日入学者）

小学校入学 2,000円

中学校入学 5,000円

入学援助金実績

区分	4		5		6	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	139	695,000	67	335,000	71	247,000
中学校	198	1,584,000	68	340,000	121	605,000
合 計	337	2,279,000	135	675,000	192	852,000

施策 6 「児童虐待防止対策」

1. 養育支援訪問事業

【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、助産師による専門的相談支援を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

養育支援訪問事業の支援実績

年度		4	5	6
専門的相談支援	実施家庭数(件)	継続	10	14
		新規	25	12
		合計	35	26
延訪問回数		402	327	221
家事等援助	実施家庭数(件)	継続	4	10
		新規	21	4
		合計	25	14
延訪問回数		502	242	-

※令和 6 年度から、家事等援助については、子育て世帯訪問支援事業として運用

2. 子育て世帯訪問支援事業

【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、ヘルパーによる家事等援助を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

本事業は、令和 5 年度までは、「養育支援訪問事業」として実施していましたが、令和 6 年 4 月 1 日に改正児童福祉法が施行され、新たな家庭支援事業が規定されたことにより、「子育て世帯訪問支援事業」として、委託し実施しています。

子育て世帯訪問支援事業の支援実績

年度		6	
家事等援助	実施家庭数(件)	継続	1
		新規	7
		合計	8
延訪問回数		87	

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

3. 家庭児童相談室

【児童相談所開設準備課】

家庭児童相談室では、0歳から18歳未満の子どもの養育や児童虐待などに関する相談に応じています。相談は無料で、保護者の方、親族の方、知り合い、近所の方、また子ども本人からの相談を受け付けており、相談された方の秘密は守られます。

家庭児童相談室における相談件数の推移

年度		4	5	6
養護 相談	児童虐待相談	745	680	598
	その他の相談	571	646	448
保健相談		2	2	2
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	1
	視聴覚障害相談	1	0	0
	言語発達障害等相談	1	0	0
	重症心身障害相談	0	0	2
	知的障害相談	5	3	2
	発達障害相談	7	11	6
非行 相談	ぐ犯行為等相談	6	2	4
	触法行為等相談	0	0	0
育成 相談	性格行動相談	44	44	42
	不登校相談	27	12	23
	適性相談	3	5	0
	育児・しつけ相談	31	16	17
その他の相談		174	193	284
合 計		1,617	1,614	1,429

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

【児童相談所開設準備課】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。

相談件数

年度	4	5	6
子育て世代包括支援センター「ふなここ」	2,630	3,744	1,748

※令和5年度については、出産・子育て応援事業伴走型支援含む

5. 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業（令和6年度から開始）

【児童相談所開設準備課】

低所得世帯の方が妊娠判定のために産科医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成し、妊婦の経済的な負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握します。面談等を通じて妊婦の相談に応じ、必要な支援につなげます。

助成件数

年度	6
助成件数	2